

## 島根県小児慢性特定疾病指定医指定要領（改正後全文）

### 第1 目的

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第19条の3第1項に規定する小児慢性特定疾病医療費の支給認定申請に必要な診断書（以下「医療意見書」という。）の交付を適正に行うことを目的とする。

### 第2 実施主体

本事業の実施主体は、島根県とする。

### 第3 小慢指定医の職務等

- 1 小児慢性特定疾病指定医（以下「小慢指定医」という。）は、小児慢性特定疾病（法第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病をいう。以下同じ。）の患者が小児慢性特定疾病にかかっていること及びその疾病の状態が同条第3項に規定する厚生労働大臣が定める程度であることを証明する医療意見書の作成を行うものとする。【児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第7条の13第1項】
- 2 小慢指定医は、法第21条の4第1項の規定に基づき国が推進する疾病児童等の健全な育成に資する調査及び研究に協力するものとする。具体的には、当該調査及び研究に資する情報の提供を行うものとする。【規則第7条の13第2項】

### 第4 小慢指定医の要件

- 1 小慢指定医の要件は、診断又は治療に5年以上（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する臨床研修を受けている期間を含む。以下同じ。）従事した経験（以下「実務経験」という。）を有する医師であって、次のいずれかに該当、かつ、第3の職務を行うのに必要な知識と技能を有すると認められる者とする。
  - (1) 別表1の厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医（以下「専門医」という。）の資格を有すること。【規則第7条の10第1項第1号】

ただし、「島根県小児慢性特定疾病指定医指定要領の一部改正について（通知）」（令和6年健第1099号）による改正前の別表1の専門医の資格については、従前どおりとして取り扱って差し支えない。
  - (2) 知事が行う研修（小児慢性特定疾病の診断又は治療に関する一般的知識及び専門的知識を習得するためのもの。以下「小慢指定医育成研修」という。）を修了していること。【規則第7条の10第1項第2号】
- 2 1の「実務経験」の詳細については、以下のとおりとする。
  - (1) 実務経験とは、医療機関等において行った患者の診断又は治療（小児慢性特定疾病に係る診断や治療に限らない。）をいう。
  - (2) 実務経験の期間については、以下のとおりとする。
    - ① 主として患者の診断又は治療を行っていた期間を対象とするものとし、診断又は治療を全く行っていない期間を除くものとする。
    - ② 診断又は治療に関して行われる症例検討会等への参加、保健所における相談業務等に従事した期間、外国留学等外国において患者の診断又は治療を行った期間など、患者の診断又は治療に係る業務等に従事した期間については、これを含むものとする。
- 3 1の「小慢指定医育成研修」については、法制度やこれに関する実務を踏まえて、知事が必要に応じて小児慢性特定疾病に係る専門的な知見の提供等を可能とする島根県医師会等に研修の実施を委託することができるものとする。

また、本研修については、受講者が小慢指定医の役割を十分に果たせるように次の①～⑦までに掲げる内容を盛り込んだものとする。

- ① 小児慢性特定疾病の医療費助成制度、小児慢性特定疾病児童等のデータ登録についての理解を深める内容とする。
- ② 小慢指定医等の職務等を理解する内容とする。
- ③ 医療費助成制度における対象疾病とその状態の程度、診断基準、医療意見書等について理解する内容とする。
- ④ 小慢指定医が行うべき実務について知識を深め、実際に診断基準等に沿って適切に医療意見書に記入することなどを行う内容とする。
- ⑤ 必要な検査の実施や、診断が困難で、医療意見書を十分に記載できない場合に、適切な他の小慢指定医を紹介できるよう、小児慢性特定疾病に対する地域の医療提供体制や全国的な医療支援体制について知識を習得する内容とする。
- ⑥ 小児慢性特定疾病として代表的な疾病の概要や診断基準、医療意見書、診療ガイドライン等について理解を深めるとともに、実際の症例検討や文献考察等を通して最新の知見に触れながら、診断や治療に当たっての臨床的な問題点について理解する内容とする。
- ⑦ 指定医療機関療養担当規程の遵守等、指定医療機関が行うことについて理解する内容とする。

## 第5 小慢指定医の指定の申請等

### 1 指定の申請の手続

(1) 小慢指定医の指定の申請を行おうとする医師は（以下「申請者」という。）、「小児慢性特定疾病指定医指定申請書」（様式第1号）に、次の①～③に掲げる書類を添付して、主たる勤務地（当該医師が主として小児慢性特定疾病の診断を行う医療機関の所在地をいう。以下同じ。）を管轄する保健所長（以下「保健所長」という。）を経由して知事に提出するものとする。

なお、指定申請書の記載事項である主たる勤務先の医療機関以外に勤務することのある医療機関については、申請を行おうとする者の可能な範囲で記載すること。

- ① 医師免許証の写し
- ② 専門医に認定されていることを証明する書面又は小慢指定医育成研修の修了を証する書面の写し
- ③ ①又は②の書類が交付された後に氏名が変更された場合は、本人であることを証明する書類（戸籍抄本等）の写し

### 2 留意事項

指定申請書に記載された個人情報については、小慢指定医の指定や規則第7条の17に規定する公表など、小慢指定医制度の運用のためにのみ利用することとし、個人情報保護に十分に留意するものとする。

## 第6 小慢指定医の指定等

### 1 小慢指定医の指定

(1) 知事は、小慢指定医の指定をしたときは、次に掲げる事項を記載した「小児慢性特定疾病指定医指定通知書」（様式第2号）を保健所長を経由して申請者に交付するとともに、次に掲げる事項（④を除く。）について公表するものとする。【規則第7条の17第1号】

- ① 医師氏名
- ② 主に診療に従事する医療機関の名称及び所在地
- ③ 主に診療に従事する医療機関において担当する診療科名
- ④ 指定年月日及び指定有効期間

(2) 指定通知書に、次のとおり、都道府県番号（32）、当該指定医の区分記号（専門医資格を有する小慢指定医：01、研修を修了した小慢指定医：02）、都道府県等別番号（1）と知事が定める任意の番号5桁を組み合わせて10桁を指定医番号として記載することとし、小慢指定医が患者の医療意見書を作成する際に、当該指定医番号を当該医療意見書に記載することにより、当該医療意見書が小慢指定医により作成されていることを確認でき

るようにするものとする。

3	2	0	1 or 2	1					
---	---	---	--------	---	--	--	--	--	--

都道府県番号 指定医区分 都道府県等別番号 知事が定める任意の番号（5桁）

(3) 小慢指定医の指定の有効期間は、5年とするものとする。【規則第7条の12】

(4) 知事は、指定医の名簿等を作成し管理するものとする。

## 2 小慢指定医の指定の申請の却下

(1) 知事は、申請者が第4の1に掲げる要件を満たしていない場合には、当該医師を小慢指定医として指定しないものとする。

また、知事は、申請者が実務経験を有し、第4の1に掲げる要件を満たしている場合であっても、不適切な診断書を作成したことがあるなど、医療意見書を作成するのに必要な知識と技能を有していないと認められる場合については、小慢指定医の指定をしないことができるものとする。

(2) 知事は、小慢指定医の指定を取り消された後5年を経過していない者その他小慢指定医として著しく不適当と認められる者については、小慢指定医の指定をしないことができるものとする。

(3) 知事は、小慢指定医の指定をしないこととした場合には、その旨を記載した通知書を保健所長を経由して申請者に交付するものとする。

## 第7 小慢指定医の指定に係る申請内容の変更

1 小慢指定医は、以下の①～⑥の事項について変更があったときは、「小児慢性特定疾病指定医変更届出書」（様式第3号）を保健所長を経由して知事に提出するものとする。

【規則第7条の14】

① 氏名

② 居住地

③ 連絡先

④ 医籍の登録番号及び登録年月日

⑤ 担当する診療科名

⑥ 主として医療意見書の作成を行おうとする医療機関の名称及び所在地

2 知事は、1の変更の届出があったときは、変更後の指定通知書を保健所長を経由して当該小慢指定医に交付するとともに、必要に応じて、変更した旨を公表するものとする。

## 第8 小慢指定医の指定の更新

1 小慢指定医は、その指定を受けた日から5年を超えない日までの間に、「小児慢性特定疾病指定医更新申請書」（様式第4号）に次の①、②に掲げる書類を添付して、保健所長を経由して知事に提出するものとする。

① 専門医に認定されていることを証明する書面又は小慢指定医育成研修の修了を証する書面の写し

② ①の書類が交付された後に氏名が変更された場合は、本人であることを証明する書類（戸籍抄本等）の写し

2 知事は、1の更新の申請があったときは、第6の1及び3に準じて、「小児慢性特定疾病指定医更新通知書」（様式第2号の2）又は指定を行わない旨の通知書を保健所長を経由して当該小慢指定医に対して交付するものとする。

3 知事は、有効期間の満了を迎える指定医に対しては、保健所長を経由してその旨を連絡し、更新申請の手続が円滑に行われるよう取り組むものとする。

## 第9 小慢指定医の指定の辞退等

1 小慢指定医は、その指定を辞退するときは、「辞退届」（様式第5号）を保健所長を経由

して知事に提出するものとする。【規則第7条の15】

- 2 1により、辞退の届出があったときは、知事は、その旨を公表するものとする。【規則第7条の17第3号】

#### 第10 指定通知書の再発行

小慢指定医が指定通知書を破損又は紛失したときは、その旨を保健所長を経由して知事に届け出るものとする。

#### 第11 小慢指定医の指定の取消し等

- 1 小慢指定医が医療意見書の作成に関し著しく不当な行為を行ったときその他小慢指定医として著しく不相当と認められるときは、知事はその指定を取り消すことができるものとする。【規則第7条の16】

なお、小慢指定医がその医師免許を取り消され、又は期間を定めて医業の停止を命ぜられたときは、「その他小慢指定医として著しく不相当と認められるとき」に該当するものとして取り扱うものとする。

- 2 小慢指定医は、指定を取り消されたときは、速やかに指定通知書を保健所長を経由して知事に返納するものとする。
- 3 知事は、1により、小慢指定医の指定を取り消したときには、その旨を公表するものとする。【第7条の17第4号】
- 4 知事は、指定の取消しを行う前にあらかじめ、医療意見書の作成に係る診断等が適切に行われているかについて確認を行い、必要に応じて小慢指定医育成研修を改めて受講させるなど十分な指導等を行うものとする。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成27年3月6日から施行し、平成27年1月1日から適用する。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成27年11月18日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成30年5月30日から施行し、平成30年1月1日から適用する。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和元年6月10日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和元年6月21日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和2年2月26日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和6年6月17日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

認 定 機 関	専 門 医 の 資 格
日本内科学会	総合内科専門医
日本小児科学会	小児科専門医
日本皮膚科学会	皮膚科専門医
日本精神神経学会	精神科専門医
日本外科学会	外科専門医
日本整形外科学会	整形外科専門医
日本産科婦人科学会	産婦人科専門医
日本眼科学会	眼科専門医
日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会	耳鼻咽喉科専門医
日本泌尿器科学会	泌尿器科専門医
日本脳神経外科学会	脳神経外科専門医
日本医学放射線学会	放射線科専門医
日本麻酔科学会	麻酔科専門医
日本病理学会	病理専門医
日本臨床検査医学会	臨床検査専門医
日本救急医学会	救急科専門医
日本形成外科学会	形成外科専門医
日本リハビリテーション医学会	リハビリテーション科専門医
日本消化器病学会	消化器病専門医
日本循環器学会	循環器専門医
日本呼吸器学会	呼吸器専門医
日本血液学会	血液専門医
日本内分泌学会	内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科・泌尿器科・脳神経外科）専門医
日本糖尿病学会	糖尿病専門医
日本腎臓学会	腎臓専門医
日本肝臓学会	肝臓専門医
日本アレルギー学会	アレルギー専門医
日本感染症学会	感染症専門医
日本老年医学会	老年科専門医
日本神経学会	神経内科専門医
日本消化器外科学会	消化器外科専門医
日本胸部外科学会	呼吸器外科専門医
日本呼吸器外科学会	
日本胸部外科学会	心臓血管外科専門医
日本心臓血管外科学会	

日本血管外科学会	
----------	--

厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格

認定機関	専門医の資格
日本小児外科学会	小児外科専門医
日本リウマチ学会	リウマチ専門医
日本小児循環器学会	小児循環器専門医
日本小児神経学会	小児神経専門医
日本小児血液・がん学会	小児血液・がん専門医
日本周産期・新生児医学会	新生児専門医
	母体・胎児専門医
日本婦人科腫瘍学会	婦人科腫瘍専門医
日本生殖医学会	生殖医療専門医
日本頭頸部外科学会	頭頸部がん専門医
日本放射線腫瘍学会	放射線治療専門医
日本医学放射線学会	
日本医学放射線学会	放射線診断専門医
日本手外科学会	手外科専門医
日本脊髄外科学会	脊椎脊髄外科専門医
日本脊椎脊髄病学会	
日本集中治療医学会	集中治療専門医
日本消化器内視鏡学会	消化器内視鏡専門医
日本専門医機構	内科専門医
	小児科専門医
	皮膚科専門医
	精神科専門医
	外科専門医
	整形外科専門医
	産婦人科専門医
	眼科専門医
	耳鼻咽喉科専門医
	泌尿器科専門医
	脳神経外科専門医
	放射線科専門医
	麻酔科専門医
	病理専門医
	臨床検査専門医
救急科専門医	
形成外科専門医	

	リハビリテーション科専門医
	総合診療専門医